もの　0.020

AC_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.002

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.002

AD_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.053

AE_{24} ＝ 0.053

AE_{25} ＝ 0.052

AE_{26} ＝ 0.005

AE_{27} ＝ 0.002

AE_{28} ＝ 0.0018

AF_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成23年度から平成28年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成23年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.028

AG_{24} ＝ 0.028

AG_{25} ＝ 0.027

AG_{26} ＝ 0.003

AG_{27} ＝ 0.002

AG_{28} ＝ 0.0012

AH_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成26年度から平成28年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成26年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を

もの　0.002

AC_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.002

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.002

AD_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.054

AE_{24} ＝ 0.054

AE_{25} ＝ 0.006

AE_{26} ＝ 0.005

AE_{27} ＝ 0.002

AF_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成23年度から平成27年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成23年度から平成27年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.028

AG_{24} ＝ 0.028

AG_{25} ＝ 0.004

AG_{26} ＝ 0.003

AG_{27} ＝ 0.002

AH_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成26年度及び平成27年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成26年度及び平成27年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第2